

愛知県経済環境適応資金パワーアップ資金金融機関提案型運用要領

愛知県経済環境適応資金融資制度要綱（以下「要綱」という。）第9第1項第1号テ（金融機関提案型）に該当する場合は、同要綱に定めるもののほか、下記により運用するものとする。

記

（資金名称等）

第1 資金名称、取扱金融機関、融資対象並びに融資条件のうち資金使途及び信用保証については、別表のとおりとする。

（融資条件）

第2 融資条件については次のとおりとする。

(1) 金額

金融機関所定とする。ただし、2億8千万円以内とする。

(2) 期間及び利率

金融機関所定（固定）とする。ただし、期間の区分に応じて次のとおりとする。

期 間	利 率
5年以内	年1.1パーセント以内
7年以内	年1.2パーセント以内
10年以内	年1.3パーセント以内

(3) 貸付方法

証書貸付

(4) 返済方法

据置1年以内の分割返済

「分割返済」は1か月ごとの返済で、期日返済金額（最終しわ寄せ金額）が毎回返済額の2倍以内となる元金均等分割返済とする。

ただし、利用中小企業者が元利均等分割返済（ローン返済）を希望する場合は、毎月の元利均等分割返済でも取り扱うことができる。

なお、この場合も規定利率を超えないこと。

(5) 担保

原則として要しない。ただし、愛知県信用保証協会（以下「協会」という。）の無担保保証限度額を超過する場合を除く。

(6) 保証人

原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。

（申込みの受付機関）

第3 申込みの受付機関は、別表の取扱金融機関の県内店舗とする。

（申込み書類）

第4 保証付き融資については、申込みには、次の書類を要する。

(1) 信用保証委託申込書（協会所定）

(2) 愛知県経済環境適応資金パワーアップ資金【金融機関提案型】に係る確認書（様式第1）

(3) 次の事業に該当する場合は、その計画書（ただし、別表に定める「海外展開サポート資金」、「三重銀チャレンジサポート融資（新規事業）」、「めいぎん企業力強化応援団（二次創業、新規創業、海

外事業展開向け応援団)」に限る。)

ア 外国における支店、工場等の設置又は拡張に係る事業

様式第2の1

イ 出資割合が10%以上となる場合(100%出資の子会社の出資と合算して10%以上となる場合を含む。)における外国法人の発行に係る株式又は出資の持分の取得

様式第2の2

ウ 出資割合が10%以上である外国法人(100%出資の子会社の出資と合算して10%以上であるものを含む。)の発行に係る証券等(株式、出資の持分、社債又は利札)の取得

様式第2の2

エ 出資割合が10%以上である外国法人(100%出資の子会社の出資と合算して10%以上であるものを含む。)に対する金銭の貸付

様式第2の3

オ 海外直接投資の事業実施に必要な従業員教育又は調査

様式第2の4

カ 海外への販路拡大に係る見本市、商談会への参加、直接輸出入に係る事業、海外向け新製品の開発等、その他海外展開に係る事業(前アからオに該当する事業を除く。)

様式第2の5

2 前項第1号に規定する信用保証委託申込書の「保証制度」欄には、「金融機関提案型」及び略称を記入するものとする。

(報告)

第5 取扱金融機関は、融資を行った場合、様式第3により、中小企業金融課に報告を行うものとする。ただし、保証付き融資は除く。

(略称)

第6 略称は別表のとおり定めることとし、関係機関はこの金融機関提案型に係る書類にはこの種別に従い、略称を付して他と区別するものとする。

附 則

この要領は、平成27年8月3日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から実施し、同日以降の融資(信用保証付のものにあつては、保証承諾)のものについて適用する。

附 則

この要領は、平成29年7月3日から実施する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から実施し、同日以降の融資(信用保証付のものにあつては、保証承諾)のものについて適用する。

附 則

この要領は、平成30年6月18日から実施する。

別表

①成長分野の育成

資金名称	取扱金融機関	融資対象	資金使途	信用保証	略称
成長企業経営応援資金	三菱UFJ銀行	次のいずれかの成長産業分野への参入又は成長産業分野事業を拡充する事業に携わる中小企業者 ①医療・福祉機器等 ②ロボット ③航空宇宙 ④光・電子 ⑤環境技術関連 ⑥新エネルギー ⑦次世代自動車	成長分野事業に係る設備資金・運転資金	原則として協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。	環15成長分野
三重銀チャレンジサポート融資（成長分野）	三重銀行	次の分野において、事業を営む中小企業者 ①航空産業分野 ②再生可能エネルギー分野 ③健康長寿分野	成長分野事業に係る設備資金・運転資金	原則として協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。	環15成長分野
省エネルギー・新エネルギー分野応援ファンド	近畿大阪銀行	・環境・新エネルギー事業を営む中小企業者 ・当行所定の事業計画書の作成が必要	成長分野事業に係る設備資金・運転資金	原則として協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。	環15成長分野
めいぎん成長分野応援団	名古屋銀行	次の成長分野に関連する事業を行う中小企業者 ①健康長寿関連事業 ②次世代新産業事業 ③農・商・工連携事業	成長分野事業に係る設備資金・運転資金	原則として協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。	環15成長分野
新エネルギー応援資金	尾西信用金庫	①太陽光発電など再生可能エネルギー設備を導入する中小企業者 ②電力不足対策や省エネルギー対策のため、蓄電池や自家発電設備、省エネルギー設備などを導入する中小企業者	太陽光発電事業等再生可能エネルギー・省エネルギー対策等の設備導入に係る設備資金・運転資金	協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。	環15成長分野
エコ設備投資応援資金	中日信用金庫	省エネ、省電力、環境に配慮した設備投資を計画しており、設備投資の有効性等が事業計画で確認できる中小企業者	省エネ、省電力、環境に配慮した設備導入に係る設備資金・運転資金	協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。	環15成長分野
成長産業支援貸付	商工組合中央金庫	「新成長戦略計画」を策定提出し、計画の認定を受けた、次のいずれかの分野に該当する中小企業者 ①ロボット ②航空宇宙 ③次世代自動車 ④水素ステーション	新たな事業展開や販路拡大に必要な設備資金・運転資金	協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。	環15成長分野
観光関連事業者応援資金	中京銀行	観光客の増加に取り組む観光事業に関連する中小企業者	観光客の増加を目的とした設備資金・運転資金	協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。	環16成長分野
とうしゅん成長分野応援資金	東春信用金庫	次の分野において、既に事業を営んでいる、又は、新たに進出する予定の中小企業者 ①次世代自動車分野 ②航空宇宙分野 ③ロボット分野 ④健康長寿分野 ⑤新エネルギー分野	成長分野事業での事業拡大又は成長分野への進出に伴う設備資金・運転資金	協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。	環17成長分野

②地域創生に資する産業の振興

資金名称	取扱金融機関	融資対象	資金使途	信用保証	略称
医療・介護・育児応援ファンド	近畿大阪銀行	・次のいずれかを営む中小企業者 ①医療・介護・健康関連事業 ②高齢者向け事業 ③保育・育児事業 ・当行所定の事業計画書の作成が必要	関連事業に関する設備資金・運転資金	原則として協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。	環15地域創生

②地域創生に資する産業の振興（つづき）

資金名称	取扱金融機関	融資対象	資金使途	信用保証	略称
事業承継応援資金	愛知銀行	安定的な経営権の確保により事業の継続を図りたい中小企業者	事業承継に関する設備資金・運転資金	原則として協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。	環15地域創生
中京女性経営者応援資金	中京銀行	女性が事業主である、又は、代表権を持つ中小企業者	事業拡大に伴う設備資金・運転資金	協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。	環15地域創生
いちい介護・地域医療支援資金	いちい信用金庫	医療業、老人福祉・介護事業、不動産賃貸業（介護施設等の賃貸に限る）に属する事業を営んでいる、又は、新規に取組む中小企業者	事業拡大に伴う設備資金・運転資金	協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。	環15地域創生
事業承継成長支援資金	豊田信用金庫	・5年以内に事業承継予定又は事業承継後5年以内の中小企業者 ・さらなる成長に取組むために、当金庫の認める事業計画を有することが必要	事業承継期の新規事業展開に係る設備資金・運転資金	原則として協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。	環15地域創生
三州瓦応援資金	碧海信用金庫	三州瓦に関わる事業を営む中小企業者	三州瓦に関わる事業に係る設備資金・運転資金	原則として協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。	環15地域創生
がんばる介護医療応援資金	尾西信用金庫	①老人福祉事業又は介護事業への新規参入を図る中小企業者 ②医療機能の高度化又は拡充を図る医療業、老人福祉事業又は介護事業者を営む中小企業者	事業拡大に伴う設備資金・運転資金	協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。	環15地域創生
地方創生（ひとづくり）支援貸付	商工組合中央金庫	「新成長戦略計画」を策定提出し、計画の認定を受けた、次のいずれかに該当する中小企業者 ①高度なものづくり・産業人材の育成・確保のための基盤整備を行う者 ②積極的な人材育成により成長を目指す者	新たな事業展開に必要な設備資金・運転資金	協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。	環15地域創生
女性活躍応援資金	三菱UFJ銀行	女性の幹部登用を行っている中小企業者	事業拡大に伴う設備資金・運転資金	原則として協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。	環16地域創生
とうしゅん地域産業応援資金	東春信用金庫	下記の対象業種を営み、かつ、ものづくり補助金 ^{※1} 又は省エネ補助金 ^{※2} の交付を受けた実績のある、又は、交付決定を受けた中小企業者 <対象業種> 一般機械器具製造業、金属製品製造業、プラスチック製品製造業、その他の機械・同部分品製造業、電気機械器具製造業、輸送機械器具製造業、バルブ・紙・紙加工品製造業、生産用機械器具製造業、家具・装備品製造業 ※1 経済産業省中小企業庁の平成24年度補正「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金」、平成25年度補正「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」、平成26年度補正「ものづくり・商業・サービス革新補助金」及び平成27年度補正「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」、また、平成28年度以降実施されるこれらに類する補助金のことをいう。 ※2 経済産業省資源エネルギー庁の平成26年度補正「地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金」及び平成27年度補正「中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金」、また、平成28年度以降実施されるこれらに類する補助金のことをいう。	事業発展に係る設備資金・運転資金	協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。	環16地域創生

②地域創生に資する産業の振興（つづき）

資金名称	取扱金融機関	融資対象	資金使途	信用保証	略称
あいしん地域商店街活性化資金	愛知信用金庫	商店街振興組合、商店街活動を行う事業協同組合又はそれらに所属する組合員である中小企業者	事業上の設備資金・運転資金	原則として協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。	環17地域創生
138ひつじ応援資金	尾西信用金庫	「ひつじ」に係る物を取扱中、又は、新たに取扱おうとする中小企業者	事業上の設備資金・運転資金	協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。	環18地域創生

③企業力の強化及び創業の支援

資金名称	取扱金融機関	融資対象	資金使途	信用保証	略称
海外展開サポート資金	三菱UFJ銀行	海外進出中又は今後海外進出を検討している中小企業者	海外投資の事業に要する設備資金・運転資金	原則として協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。	環15企業力
OKB販路拡大・新規事業展開資金	大垣共立銀行	販路拡大又は新規事業参入に取組む中小企業者	販路拡大、新規事業参入に伴う設備資金・運転資金	原則として協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。	環15企業力
産学官連携資金	十六銀行	共同研究を実施した中小企業者（共同研究に係る契約書の写しを徴求）	共同研究に係る研究費及びその事業に係る設備資金・運転資金	協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。	環15企業力
三重銀チャレンジサポート融資（新規事業）	三重銀行	①新規事業計画を策定し、競争力強化に取り組む中小企業者 ②ビジネスマッチング等により新規販路開拓を図る中小企業者 ③国際ビジネスに携わる、又は、これから展開する予定の中小企業者	新分野進出・販路拡大・国際ビジネス展開に係る設備資金・運転資金	原則として協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。	環15企業力
めいぎん企業力強化応援団（二次創業、新規創業、海外事業展開向け応援団）	名古屋銀行	①第二創業後3年以内の中小企業者 ②新規事業開業後3年以内の中小企業者 ③海外事業展開を図る中小企業者 ・①②については、事業計画を有し、必要な準備を現に行っていることが必要	新事業（二次創業）・新規創業・海外事業の展開に関する設備資金・運転資金	原則として協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。	環15企業力
さんぎん販路等・事業拡大サポート資金	第三銀行	販路等の拡大又は事業拡大に取組む中小企業者	販路拡大・事業拡大に必要な設備資金・運転資金	原則として協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。	環15企業力
おかしん経営力強化資金（設備資金）	岡崎信用金庫	設備投資を行い、企業価値を向上させ、競争力強化に取り組む中小企業者 ・以下の証明書等のうちどれかが必要 ①生産性向上設備投資促進税制に係る「産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備に係る仕様等証明書」「生産性向上設備等確認書」 ②省エネルギー設備導入補助金申請時に取得した「省エネルギー設備導入補助金に係る性能証明書」	①「先端設備」「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」に対する設備資金・運転資金 ②省エネルギー設備導入補助金申請時に取得した性能証明対象設備に対する設備資金・運転資金	原則として協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。	環15企業力
知多半島創業フォローアップ資金	半田信用金庫 知多信用金庫	・知多半島5市5町で事業を行っている中小企業者 ・開業後概ね1年超7年以内の中小企業者 ・融資後3年以内に雇用の拡大を図る中小企業者 ・最近の決算期において経常利益が赤字（個人：所得300万円以下）であるが、融資後3年以内に黒字化（個人：所得300万円超）が見込まれる中小企業者	融資後3年以内に雇用の拡大を図り、黒字化（個人：所得300万円超）を図るために必要な設備資金・運転資金	協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。	環15企業力

③企業力の強化及び創業の支援（つづき）

資金名称	取扱金融機関	融資対象	資金使途	信用保証	略称
ものづくり技術強化・開発支援資金	豊田信用金庫	・自社技術の強化・技術開発・新製品開発により、販売の拡大、新分野の開拓又は新製品の市場投入を目指す中小企業者 ・当金庫専門部署による事業性評価及びとよたイノベーションセンターによる技術評価を行い、技術力・事業性・成長性が認められることが必要	自社の技術の強化・技術開発・新製品開発による販売の拡大・新分野の開拓・新製品の市場投入に係る設備資金・運転資金	原則として協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。	環15企業力
雇用促進事業者応援資金	碧海信用金庫	新規雇用等に積極的な対応を図っている中小企業者 ①前年度より雇用者が増加した中小企業者 ②育児休暇等、勤労者に配慮した就業規則を設けている中小企業者 ③インターンシップや職場体験学習の受け入れをしている中小企業者 ④雇用促進税制の税額控除を受けている中小企業者（申請準備中も含む）	事業拡大に伴う設備資金・運転資金	原則として協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。	環15企業力
にししん補助金チャレンジ資金	西尾信用金庫	当金庫の支援を受け、補助金等を活用した企業力強化にチャレンジしようとする中小企業者	事業計画に基づく設備資金・運転資金	原則として協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。	環15企業力
創業関連支援資金	中日信用金庫	創業後5年以内の中小企業者	創業に伴う設備資金・運転資金	原則として協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。	環15企業力
創業支援制度&創業サポートローン	東濃信用金庫	①創業後5年以内の中小企業者（個人事業者は満20才以上65才以下） ②新事業、新分野進出、事業転換を計画し、自己資本比率>0・営業利益>0・借入金倍率<1を満たす中小企業者（個人事業者は満20才以下65才以下） ・当金庫の創業支援制度を利用することが必要	新規創業、新分野進出、事業転換に係る設備資金・運転資金	—	環15企業力
いちい企業力強化資金	いちい信用金庫	①新分野進出に取り組む中小企業者 ②新規事業開業後5年以内の中小企業者	新分野進出・創業に伴う設備資金・運転資金	協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。	環16企業力
びしん補助金チャレンジ応援資金	尾西信用金庫	当金庫による支援を受け、各種補助金の活用による産業力の強化を図り、成長的発展又は持続的発展に取り組む中小企業者	基盤技術高度化・新分野開拓に必要な設備資金・運転資金	協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。	環16企業力
とうしゅん創業支援資金「はじめの一步」	東春信用金庫	①創業後5年以内の中小企業者 ②第二創業資金を必要とする中小企業者	創業に伴う設備資金・運転資金	協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。	環16企業力